

浜益国民健康保険診療所の 新たな診療方針について

2023年8月23日 浜益国民健康保険診療所

医師の働き方改革

- 2019年4月に働き方改革関連法が施行され、5年間の猶予期間を経て、「医師の働き方改革」が2024年（令和6年）4月から適用されます。
- 診療所医師の長時間にわたる勤務及び待機時間（5日間120時間連続）を解消するため、市として診療所の「新たな診療方針」を示し、長時間労働に陥りがちな医師の健康の確保や仕事と家庭の両立の実現により、医師の働き方改革を進めます。
- 診療内容や診療時間の見直しにより、「医師の働き方改革」を実施し、浜益区における持続的な地域医療の提供をおこないます。

診療体制の見直し内容

- 今後も浜益区における持続的な地域医療の提供のため、現在6床ある病床を廃止
(無病床の診療所として運営(あつた中央クリニックと同様))
- 人材(看護師)の活用により、在宅医療を強化し、「訪問看護」を中心に在宅での処置や療養が可能となるよう努める
(病状により、病院だけでなく自宅における療養の可能性も)

診療所の現状

- 令和4年度1年間の入院件数
8件延べ50日
- 令和4年度1年間の時間外における外来患者数
98件（日中61件、夜間37件）

現在と令和6年4月以降の診療時間の比較

現在

- ・平日（月～金）9時から16時
- ・病床（入院）への対応のため、上記時間以外でも緊急の場合は対応可能

令和6年4月以降

- ・平日（月～金）9時から16時
- ・土日曜日・祝日等の9時から16時は緊急の場合は対応可能

診療時間外における対応

- ▶電話による相談や受診(市広報に毎月記載)
 - ⇒救急安心センターさっぽろ(#7119)の利用
(看護師による24時間365日の対応が可能)
 - ⇒北海道小児救急電話相談(#8000)
 - ⇒救急医療情報案内センター(0120-20-8699)

- ⇒救急当番病院・夜間協力病院を受診
- ⇒(緊急の度合いにより)救急車を要請

- ▶入院
 - ⇒医療機関との連携等による入院対応

浜益区における今後の診療方針について

困ったときのために、前もって
かかりつけの医師やケアマネジャーと相談し、
色々な選択肢を見つけておきませんか？

☆ 介護サービスの利用についても
今から調べておきましょう！

- 要介護認定の申請場所は包括支援センター
- ホームヘルパー等が自宅等を訪問し、
食事・入浴の介助や掃除・洗濯の援助等
を通じて、生活を支援する訪問介護
- 一時的に施設に入所するショートステイ

診療所

ケース
1

高齢等により通院が困難

ケース
2

病状が進むなどで入院、その後自宅で訪問看護

在宅医療
(訪問看護)

訪問看護では

医師の指示のもと
看護師等が訪問することにより
専門的なアドバイスやサービスが
受けられます。

地域福祉・介護保険担当と連携し
住み慣れた地域で生活し続ける環境
整備のお手伝いをします

訪問診療

医師

指示

看護師

訪問看護

連 護

自宅等※

介護サービス案内

地域福祉・
介護保険担当

今後のスケジュール

医師への「働き方改革」の法適用が令和6年(2024年)4月から
であることから、令和6年3月末をもって病床を廃止予定

令和5年8、9月 浜益区民に対し説明会を通じて周知

令和5年10月 パブリックコメントの実施

令和6年2月 市議会第1回定例会へ関係条例の改正提案

令和6年3月末 病床の廃止

1日でも長く浜益で過ごせるように

2019(令和元)年における我が国の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳であり、健康寿命とはそれぞれ約9年、約12年の差があります。

住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活ができるよう、浜益区における持続可能な地域医療の提供を目指します。



石狩市

Ishikari City